㊙ 統計法に基づく基幹統計調査

医療施設動態調査票

厚生労働省

(1) 保健所符号		(2) 整理番号		(3) 市区町村符号	
(4) 処分等	届出受理又は処分等年月日	年　月　日			
	1 新規開設　2 休止　3 廃止　4 再開　5 開設許可取消				
	6 変更［1 施設名　2 開設者　3 地域医療支援病院　4 救急告示(病院のみ)　5 診療科目(病院のみ)　6 許可病床数］				
フリガナ					
(5)施設名					
フリガナ					
(6)施設の所在地					

(7) 開設者

国
- 01 厚生労働省
- 02 独立行政法人国立病院機構
- 03 国立大学法人
- 04 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 05 国立高度専門医療研究センター
- 06 その他

07 都道府県
08 市町村
09 地方独立行政法人
10 日赤
11 済生会
12 北海道社会事業協会
13 厚生連
14 国民健康保険団体連合会
15 全国社会保険協会連合会
16 厚生年金事業振興団
17 船員保険会
18 健康保険組合及びその連合会
19 共済組合及びその連合会
20 国民健康保険組合
21 公益法人
22 医療法人
23 私立学校法人
24 社会福祉法人
25 医療生協
26 会社
27 その他の法人
28 個人

29 医育機関（再掲）

(8) 地域医療支援病院　1 然　2 否

(9) 救急告示　1 然　2 否

(10) 診療科目

I
01 内科
02 呼吸器内科
03 循環器内科
04 消化器内科（胃腸内科）
05 腎臓内科
06 神経内科
07 糖尿病内科（代謝内科）
08 血液内科
09 皮膚科
10 アレルギー科
11 リウマチ科
12 感染症内科
13 小児科
14 精神科
15 心療内科

II
16 外科
17 呼吸器外科
18 心臓血管外科（循環器外科）
19 乳腺外科
20 気管食道外科
21 消化器外科（胃腸外科）
22 泌尿器科
23 肛門外科
24 脳神経外科
25 整形外科
26 形成外科
27 美容外科
28 眼科
29 耳鼻いんこう科
30 小児外科
31 産婦人科
32 産科
33 婦人科

III
34 リハビリテーション科
35 放射線科
36 麻酔科
37 病理診断科
38 臨床検査科
39 救急科
40 歯科
41 矯正歯科
42 小児歯科
43 歯科口腔外科

(11) 許可病床数

精神	床
感染症	床
結核	床
療養	床
一般	床
計	床

(12) 従事者数

医師	
歯科医師	
薬剤師	
看護師	
准看護師	
歯科衛生士	

(13) 社会保険診療等の状況　01 保険医療機関　02 自由診療のみ

(14) 備考

日本工業規格A列4番

注　1　新規開設の場合は、すべての項目について記入のこと。
　　2　休止・廃止・再開・開設許可取消の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目についてのみ記入のこと。
　　3　変更の場合は、(1)(2)(4)(5)の各項目及び(7)～(11)のうち変更のあった項目についてのみ記入のこと。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査は、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

動態調査の調査票の様式を次のように改める。